

A I ネットワーク社会推進会議 A I ガバナンス検討会 運営方針（改）

1 役割

A I ガバナンス検討会（以下「本検討会」という。）は、A I ネットワーク社会推進会議（以下「推進会議」という。）の検討事項のうち、A I の利活用に関する指針のとりまとめを行うとともに、A I 開発ガイドライン（仮称）の策定に向けた国際的な議論をフォローアップするほか、社会全体におけるA I ネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題に関連する事項であってA I 利活用原則案の論点の検討及びA I 開発ガイドライン（仮称）の策定に関連するものの検討を目的として、推進会議の下に置く。

2 名称

本検討会は、「A I ガバナンス検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) A I 利活用原則案の論点の検討
- (2) A I 開発ガイドライン（仮称）の策定に向けた国際的な議論のフォローアップ
- (3) (1) 及び(2)に掲げる事項のほか、社会全体におけるA I ネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題に関連する事項であって、A I 利活用原則案の論点の検討及びA I 開発ガイドライン（仮称）の策定に関連するものの検討

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会に、推進会議の議長があらかじめ指名する座長を置く。
- (3) 座長は、本検討会の会合を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 議事の公開

- (1) 本検討会の会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本検討会の会合において配付した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、資料を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (3) 本検討会の会合であって、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催時期

本検討会は、平成30年11月から開催する。

7 庶務

本検討会の庶務は、総務省情報通信政策研究所調査研究部が行う。

A I ネットワーク社会推進会議
A I ガバナンス検討会 構成員

座長	平野 晋	(中央大学国際情報学部教授・学部長)
構成員	江間 有沙	(東京大学未来ビジョン研究センター特任講師)
	江村 克己	(日本電気株式会社取締役フェロー)
	大屋 雄裕	(慶應義塾大学法学部教授)
	金井 良太	(株式会社アラヤ代表取締役CEO)
	河島 茂生	(青山学院女子短期大学現代教養学科准教授、理化学研究所革新知能統合研究センター客員研究員)
	木谷 強	(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役常務執行役員)
	木村 たま代	(主婦連合会消費者相談室長)
	久世 和資	(日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員 最高技術責任者)
	小塚 莊一郎	(学習院大学法学部法学科教授)
	榊原 彰	(日本マイクロソフト株式会社執行役員・最高技術責任者)
	三部 裕幸	(弁護士)
	城山 英明	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
	杉原 佳堯	(グーグル合同会社執行役員 公共政策担当)
	鈴木 教洋	(株式会社日立製作所執行役常務CTO兼研究開発グループ長)
	高橋 恒一	(理化学研究所生命機能科学研究センターチームリーダー、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授)
	武田 英明	(国立情報学研究所情報学プリンシプル研究系教授)
	中川 裕志	(理化学研究所革新知能統合研究センターグループディレクター)
	長田 三紀	(情報通信消費者ネットワーク)
	原 裕貴	(株式会社富士通研究所代表取締役副社長)
	西田 豊明	(京都大学大学院情報学研究科教授)
堀 浩一	(東京大学大学院工学系研究科教授)	
山本 龍彦	(慶應義塾大学法科大学院教授)	
湯浅 壘道	(情報セキュリティ大学院大学学長補佐・情報セキュリティ研究科教授)	

(敬称略。座長を除き、五十音順)